

レンタル利用の申し込み前に、必ず本利用規約を読んでいただき、内容を十分ご確認の上、お申し込み下さい。
--

レンタル利用規約

第1条(総則)

レンタル利用規約(以下「本規約」といいます。)は、ミカサ株式会社(以下「当社」といいます。)と申込者(お客様)との契約関係について、その基本的事項を定めるものです。

当社はお客様に対して、本規約に記載する条件にて当社のスピンコーター(以下「物件」といいます。)のレンタル(動産賃貸借)契約及びこれに基づくサービス(以下、このレンタル・サービスを総称して「レンタル」といいます。)を提供します。

お客様は、当社の指定する方法によってレンタルの利用を申込みことで、レンタルを利用できます。ただし、お客様が当社の審査基準(当社はかかる審査基準の開示義務を負いません)を満たさないと当社が判断した場合においては、当社は、お客様の申込みを拒絶することができます。また、お手続きや配送の都合上、お客様のご指定されたレンタル開始日に物件の引き渡し(配送)が困難な場合は、お申込みに応じられないことがございますので、予めご了承ください。

お客様は、当社所定の申込フォームにより、レンタルの利用を申し込んだ時点で本規約に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。

第2条(レンタル期間および中途解約)

レンタル期間は、お客様が当社所定の申込フォームに記載したレンタル開始日から終了日までとします。

お客様は、レンタル終了日の翌日(別途返却日を定めた場合は当該日。以下に同じ。)までに当社がお客様に賃貸した物件を当社の指定する場所に返還しなくてはなりません。物件の返還がレンタル期間の終了日の翌日を超えた場合は、当該遅延日数に応じて第16条の延滞金が発生しますのでご注意ください。

お客様がレンタル期間の延長を希望される場合は、当社に対して、事前に定めたレンタル期間の満了する3営業日前までに書面・FAX又はEメールにて延長を申し出るものとします。お客様から延長の申し出があった場合、お客様がレンタル契約に違反していない限り、当社は申し出を承諾するものとし、さらに延長する場合も同様とします。但し、当社は延長期間を制限できるものとします。

お客様は、特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども解約日の3営業日前までに当社に通知の上、上記解約日の翌日までに物件を当社の指定する場所に返還して、このレンタル契約を中途解約することができるものとします。但し、支払い済みのレンタル料(差額)は返金されず、未払いのレンタル期間がある場合は解約日までの日割りで清算するものとし

ます。なお、物件の返還が上記解約日を越えた場合は、当該遅延日数に応じて第 16 条の延滞金が発生しますのでご注意ください。

その他返還に関する運送費用等については、第 5 条(物件の引渡し・返還の費用負担)をご確認下さい。

第 3 条(レンタル料金)

レンタル料金は、当社が別途定める金額（日額・週額・月額）によるものとし、支払い方法は前払いとなります。

お客様は当社に対し、当社からの請求により、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに当社の指定する銀行口座に振り込む方法により前払いするものとします。但し、振込手数料はお客様の負担となります。指定する銀行口座へ振り込み確認後、物件はお客様指定先へ発送となります。

請求書記載の支払期限までに、お客様から、当社の指定する銀行口座にレンタル料金が振り込まなかったときは、当該申し込みはキャンセルされたものとみなします。

第 4 条(物件の引渡し)

当社は、前条のレンタル料金の入金確認後、物件をお客様の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日までにお客様に引き渡すものとします。

天災地変、戦争・紛争、疫病、感染症、その他の不可抗力ならびに、運送中の事故、労働争議、その他当社に故意又は重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延したときは、当社は、一切の責任を負わないものとします。

また、この場合のレンタル期間は、物件が引き渡された当日を起算日として算定します。

第 5 条(物件の引渡し・返還の費用負担)

物件の引渡し、及び返還に関わる運送費等の諸費用は、北海道、沖縄県及び離島を除き当社の負担とします。北海道、沖縄県及び離島への配送については当社が別途定める追加料金が発生します。

但し、お客様が物件の返還を遅滞した場合の返還にかかる運送費等については、お客様の負担となりますのでご注意ください。

第 6 条(担保責任)

お客様が当社に対して物件の引渡しを受けた後 2 日以内に物件の品質・性能の欠陥・不具合につき、通知をなさなかった場合は、物件は通常の品質・性能を備えた状態でお客様に引き渡されたものとみなします。

当社はお客様に対して、引渡し時において、物件が通常の品質・性能を備えていることのみを担保し、お客様の使用目的への適合性その他については担保しません。

第7条(物件の使用・保管・維持・修理等)

お客様は、物件を善良な管理者の注意をもって、かつ、本来の用法に従い使用、保管し、これに要する費用はお客様の負担となります。

お客様は、事前に当社の書面による承諾を得ないで次の行為を行わないものとします。

- ① 物件を第三者に譲渡し、または転貸すること。
- ② 物件に貼付された当社の所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、または汚損すること。
- ③ 物件に質権、抵当権及び譲渡担保権を設定するなど、当社の所有権の行使を制限する一切の行為をすること。
- ④ 物件に他の物件を付着させ、物件の一部を除去あるいは取替え、または改造する等、物件の引渡し時の現状を変更すること。

お客様は、物件について他から強制執行その他当社の権利を侵害する行為を受けた場合には、当該物件が当社の所有であることを主張し、直ちにその旨を当社に通知し事態の解消にあたるものとします。

物件自体、及びその使用、保管、維持によって第三者に与えた損害についてはお客様が負担し、当社は損害賠償の責を負わないものとします。

お客様の責に帰すべからざる事由に基づいて生じた性能の欠陥等により、物件が正常に作動しない場合、当社は物件の修理、取替えをおこない運送費は当社の負担とします。但し、不可抗力及びお客様の責により生じた破損等の場合はこの限りではないものとします。

前項の物件の修理または取替えに過大の費用または時間を要する場合、当社は、レンタル契約を解除することができます。

第8条(メンテナンス)

お客様は、当社が必要かつ相当と認めた場合には、使用中の物件をメンテナンス済みの物件と交換できるものとします。

この場合のメンテナンス済み物件の交換に関わる運送費用等の諸費用は、当社が負担するものとします。

第9条(物件の滅失・毀損)

お客様の責に帰すべき事由により物件を滅失(修理不能、所有権の侵害を含む。以下同じ)、または毀損(所有権の制限を含む。以下同じ)した場合には、お客様は当社に対し代替物件(新品)の購入代金相当額、または物件の修理代金相当額、及び当社の物件不稼動による損失額を損害賠償金として支払うものとします。

第10条(物件の使用地域)

お客様は、物件を日本国内においてのみ使用するものとします。

第 11 条(ソフトウェアの複製等の禁止)

お客様は、物件の全部または一部を構成するソフトウェアについて、次の行為を行わないものとします。

- ① 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または使用权を設定すること。
- ② ソフトウェアを物件以外のものに利用すること。
- ③ ソフトウェアを複製すること。
- ④ ソフトウェアを変更または改作すること。

第 12 条(保険)

物件には当社が動産総合保険を付保します。

物件に保険事故が発生した場合は、お客様は直ちに、その旨を当社に通知するとともに、当社の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく交付するものとします。

お客様が前項の義務を履行した場合は、お客様が当社に賠償しなければならない第 9 条の金額について、当社の受取保険金を限度に、その義務が免除されます。但し、お客様が前項の通知義務・交付義務を怠り、または物件の滅失・毀損について故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第 13 条(契約の解除)

お客様が次の各号の一つに該当した場合には、当社は通知・催告その他何等の手続きを要しないでレンタル契約を解除することができます。この場合、お客様は当社に対し未払レンタル料その他の金銭債務全額を直ちに支払い、当社になお損害があるときはこれを賠償します。

- ① レンタル料の支払いを怠ったとき、またはレンタル契約の各条項に違反したとき。
- ② 支払を停止し、または手形・小切手を不渡りにしたとき。
- ③ 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受ける、または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始などの申立があったとき。
- ④ 事業を休廃止、あるいは解散したとき。
- ⑤ 事業が不振、あるいは継続が困難であると賃貸人が認めたとき。

第 14 条(物件の返還)

レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、お客様は当社に対し、レンタル終了日の翌日までに物件を当社の指定する場所に返還しなくてはなりません。

お客様がレンタル期間中の物件に記録した一切のデータについては、消去の上返還するも

のとします。返還後の未消去のデータに関して当社は一切の責任を負わないものとします。お客様が、レンタル契約の終了日の翌日までに物件を返還しない場合は、物件が返還されるまで第 16 条の延滞金が発生しますのでご注意ください。

第 15 条(反社会的勢力の排除)

お客様は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- ① 自らまたは自らの役員(取締役、執行役または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号)、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。)であること。
- ② 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- ③ 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- ④ 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- ⑤ レンタル契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること。

当社は、お客様が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時にレンタル契約を解除することができます。

- ① 第 1 項に違反したとき。
- ② お客様または第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
 1. 当社に対する暴力的な要求行為
 2. 当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 3. 当社に対する脅迫的言辞または暴力行為
 4. 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 5. その他前各号に準ずる行為

当社は、前項の規定によりレンタル契約を解除した場合、お客様に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとします。

第 16 条(延滞金)

お客様が、レンタル契約に基づき、物件を返還すべき日（レンタル期間満了の場合は終了日

の翌日、中途解約の場合は解約日の翌日、当社による解除の場合は解除日の翌日、別途返却日を定めた場合は当該日）までに当社指定の場所に返還しなかった場合、直ちに当該返還すべき日の翌日から物件が当社指定の場所に返還されるまで、延滞 1 日につき当社規定の延滞金支払義務が発生します。当社規定の延滞金については、下記表をご確認ください。

【延滞金一覧表】

レンタル機種	延滞金(1 日につき)
MS-B100	¥10,000-(税別)
MS-B150	¥15,000-(税別)

第 17 条(消費税)

お客様が当社に対し支払うレンタル料は、税法の改正により消費税等の税率が増減した場合には、改正税法施行日以降における増減後の税率により計算した金額となります。

第 18 条（損害賠償）

当社がレンタル契約に違反したことに起因または関連してお客様に損害を与えた場合において当社の賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害（逸失利益や休業補償を含む）は含まないものとし、また、第 2 条に定めるレンタル期間に対応するレンタル料金相当額を上限とします。但し、当社に故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。

第 19 条(合意管轄)

レンタル契約に関して、お客様と当社との間で紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条(付則)

本規約は、2022 年 5 月 1 日以降に締結されるレンタル契約について適用されます。

第 21 条（レンタル利用規約の改定）

当社は、当社が必要と判断する場合、レンタルの目的の範囲内で、本規約を変更することができます。その場合、当社は、変更後の本規約の内容および効力発生日を、次の当社ウェブサイトに表示し、または当社が定める方法によりお客様に通知することでお客様に周知します。変更後の本規約は、効力発生日から効力を生じるものとします。

<http://www.mikasa-inc.jp/>